

国東市農業サポーター人材バンク事業実施要綱

〔令和3年3月16日〕
国東市告示第31号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域農業における後継者不足及び農業者の高齢化に伴う担い手不足による、労働力不足の解消と地域農業の活性化を図るため、農業への従事を希望する者(以下「サポーター」という。)及びサポーターの活用を希望する農業者の情報を登録し提供することを目的とした、国東市農業サポーター人材バンク事業(以下「人材バンク事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。
(対象となる農業)

第2条 この告示において、「農業」とは、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める耕種農業、畜産農業、農業サービス業及び園芸サービス業をいう。

(サポーターの登録申請等)

第3条 人材バンク事業に登録しようとするサポーターは、人材バンク登録申請書(サポーター用)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 個人番号カード、運転免許証、その他市長が適当と認める本人であることを証明する書類の写し
- (2) 親権者の同意書(当該サポーターが未成年者である場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の要件に適合するときは、人材バンク登録決定通知書(サポーター用)(様式第2号)により当該サポーターに通知するとともに、登録サポーター名簿(様式第3号)に登録するものとする。

3 前項の規定による登録期間は3年間とする。ただし、再度の登録の申請を妨げない。

4 市長は、当該サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団関係者であるとき。
- (2) その他登録することが適当でないと市長が認めたとき。

(登録対象農業者)

第4条 人材バンク事業の登録の対象となる農業者(以下「登録対象農業者」という。)は、国東市内において農業を営んでいる次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する個人(未成年者を除く。)
- (2) 市内に主たる事務所を有する法人その他の団体

(農業者の人材バンク登録申請等)

第5条 人材バンク事業に登録をしようとする登録対象農業者は、人材バンク登録申請書(農業者用)(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該登録対象農業者が前条第1号に規定する個人の場合は、個人番号カード、旅券、運転免許証その他市長が適当と認める本人であることを証明する書類の写し
- (2) 当該登録対象農業者が前条第2号に規定する法人その他の団体の場合は、定款、規約等の写し及び構成員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の要件に適合すると認めるときは、人材バンク登録決定通知書(農業者用)(様式第5号)により当該登録対象農業者に通知するとともに、登録農業者名簿(様式第6号)に登録するものとする。

3 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により登録農業者名簿に登録するものとする。

(登録情報の閲覧)

第6条 第3条第2項の規定により登録されたサポーター(以下「登録サポーター」という。)は登録農業者名簿を前条第2項の規定により登録された登録対象農業者(以下「登録農業者」という。)は登録サポーター名簿を閲覧することができる。

(情報提供)

第7条 市長は、必要に応じて登録サポーター及び登録農業者(以下これらを「登録者」という。)に対して、登録サポーター名簿及び登録農業者名簿に登録された情報(以下「登録情報」という。)の提供を行うものとする。

(登録者の交渉等)

第8条 市長は、登録者が行う雇用に関する交渉及び契約については、直接これに関与しない。

2 前項の交渉及び契約に関し発生した一切の問題等については、登録者間で解決するものとする。

(登録情報の変更)

第9条 登録者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに人材バンク登録情報変更申請書(サポーター用)(様式第7号)又は人材バンク登録情報変更申請書(農業者用)(様式第8号)により市長に申請しなければならない。この場合において、登録サポーターが未成年であるときは、親権者の同意書を添付しなければならない。

2 第3条第2項及び第5条第2項の規定は、前項の規定により登録者が登録情報の変更の申請をした場合について準用する。

(登録の取り消し)

第10条 登録者は、登録の取り消しを希望する場合は、人材バンク登録取消届(様式

第9号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、人材バンク事業の登録を取り消すとともに、その旨を人材バンク登録取消通知書(様式第10号)により登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から人材バンク登録取消届が提出されたとき。
- (2) 登録者が暴力団関係者であることが判明したとき。
- (3) 登録者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他登録を取り消すことが適当であると市長が認めたとき。

(個人情報保護)

第11条 登録者は、人材バンク事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この登録が取り消された後においても同様とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。